

# 大宜味村



## 農業委員会だより

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。

平成26年2月3日(月)  
編集・発行 大宜味村農業委員会  
☎0980-44-3477

### 農業委員会 2月予定表

日/(曜日)	内容
3日	「沖縄県農産物の課題」勉強会
5日	熊本県法人協会大宜味村視察 案内
11日~18日	申請農地現地調査
19日	執行部会及び議案書作成
21日	女性農業委員交流研修会
25日	第30回農業委員会総会

### 全国農業新聞

購読料：月額600円  
年間購読7,200円  
発行：毎週金曜日  
申込み：農業委員会事務局  
連絡先：44-3477 担当：宮城

## 「村認定」農家に重点支援 認定農業者制度で農業経営のフロフェッショナルを育成

平成26年1月28日、村役場で認定農業者制度に関する勉強会(産業振興課主催)が開かれ、県普及課(稲福政史主任技師)が、生産者や役員職員と制度の目的や内容について意見交換をした。

認定農業者とは「農業経営改善計画書」(5年後の経営計画)を作成し、これが村に認められた農家を言います。

認定農業者になると、農地など生産基盤の確保をはじめ、金融措置や税制措置などその計画を達成するために必要なさまざまな支援を受けることができます。

農業経営改善計画の認定を受けるための要件は次の通りです。

1. 計画が市町村基本構想に照らして適切なものであること。
2. 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
3. 計画の達成される見込みが確実にあること。

また、「農業経営改善計画書」に明記する5年後の目標は、次の通りです。

1. 経営規模の拡大に関する目標(作付面積、飼養頭数、作業受託面積)
2. 生産方式の合理化の目標(機械・施設の導入、圃場の連坦化、新技術の導入など)
3. 経営管理の合理化の目標(複式簿記での記帳など)
4. 農業従事の様態等に関する改善の目標(休日制の導入など)

### 農地の売買・転用については必ず許可を！！

#### 【農地法第3条申請】

1. 農地を買ったり借りたいして耕作するときは農業委員会の許可が必要です。

#### 【転用手続きをするには】

※農地を耕作目的外に利用(農地転用)するときは県知事の許可が必要です。これらの許可手続きをせずに売買や貸し借りをしても無効になり登記できません。

#### 【農地法第4条申請】

1. 自己の名義の農地を自分が転用する場合は本人による手続きが必要です。

#### 【農地法第5条申請】

1. 他人名義の農地を買ったり借りたいして転用する場合は、農地所有名義と転用する人の双方の手続きが必要です。

#### 【手続き方法として・・・】

農業委員会に備え付けてあります許可申請書と必要な添付書類を提出して下さい。  
※総会は、毎月25日頃開催。  
申請の受付は毎月10日までです。

勉強会では、県普及課の稲福主任技師が「認定農業者となる最大のメリットは自らの農業経営の現状を明らかにすることで課題や問題点に気付き、それらを改善するための実行性の高い策をひねり出せること。」

資金の借入だけを目的に認定を受けようとするのではなく、自立した経営者としての知識と意欲が備えることが重要」と説明しました。

「農業経営改善計画書」を農家が単独で作成するのは簡単ではないかもしれませんが、しかし、村や関係機関が協力して作成にあれば、その過程も担い手育成の重要なプロセスと言えます。

「人・農地プラン」を中心とした記載されるなど、大宜味村の将来を担う農業者はぜひ計画作成に努め認定農業者としての意欲と力をいかに発揮していただきたい。

### 《人・農地プラン》地域検討会の開催のお知らせ

前年度から策定された「大宜味村人・農地プラン」の見直し作業を進めるための検討会を開催します。

今後地域の農業を任せられる中心的な担い手についての認定や10年後、20年後の農村のあり方を検討する会議です。

男性だけでなく多くの女性の方にも参加していただきますようお願いいたします。

日・時	校区	場所
2月10日(月) 午後6時~8時	塩屋校区	塩屋公民館
2月17日(月) 午後6時~8時	大宜味校区	根路銘公民館
2月20日(木) 午後6時~8時	津波校区	津波公民館
2月24日(月) 午後6時~8時	喜如嘉校区	田嘉里公民館

### 農地協力金の単価表

面積	単価/戸
0.5ha以下	30万円
0.5ha超~2.0ha以下	50万円
2.0ha超	70万円

農地集積に協力する者に対して、農地集積協力金(経営転換協力金)を交付します。

現在、前年度から策定された「大宜味村人・農地プラン」の見直し作業を進めていますが、高齢化等の理由により営農が困難になり、リタイヤや規模縮小を考えている農家が農地を貸出しやすいよう支援します。

区長他村民の皆様におかれましてはご多忙中恐れ入りますが心当たりの生産者の方がありますらご連絡下さいますようお願い致します。

《担い手農地集積協力金交付事業のお知らせ》

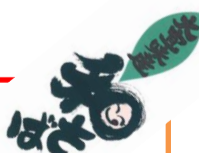
### お知らせ！

日本一早出し新蕎麦まつりを開催します。

日付：平成26年2月15日(土) 16日(日)

場所：江洲公民館

十割蕎麦だよ～！





# 農業委員会活動風景

環境保全・赤土流出防止普及活動



赤土防止の為、津波区の圃場でベチバーの植栽を行いました。



農業委員会の展示コーナー



大宜味村の農地はね……！！



農業委員による農地の斡旋  
執行部会H26.1.19  
業務話し合い



## 土地改良区の再整備について県と協議

村産業振興課と農業委員会事務局長は、平成26年1月30日(木)に県北部農林水産振興センター(松本茂所長)を訪れ、土地改良区の再整備事業について仕組みと手続きの指導を受け協議を行った。

村からは土地改良区の概要と再整備の必要性を説明した。

松本所長からは、大宜味村の計画に沿えるように協力を惜しまないとの回答がありました。この中で、地権者特定のための調査も制度活用ができる旨説明があり、担当部署の紹介もありました。村としては、農業及び観光振興のため対象地区を特定し事業化に向けて取り組む予定であります。

村の認定農業者を育成するためには？と意見交換会を行いました。  
h26.1.28(火)



第29回総会 H26. 1. 27  
担当者から「中間管理機構」の説明を行いました。



農業委員のお仕事！  
申請農地を総会前に各担当区の委員が聞き取り調査に行きます。(真喜志・喜友名委員)



この土地の活用としてはどのような計画を考えてますか…  
(総会時の現地調査)